

埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

1 目的

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギー疾患を有する子どもの安全や発育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援する。

2 アレルギー疾患生活管理指導表の活用背景

(1) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について

埼玉県教育局においては、アレルギー疾患に関して学校での管理や配慮を求める場合、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）に基づき、医師が記載する「学校生活管理指導表」の提出を必須としている。

※「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及びアレルギー疾患管理指導願の取扱について」平成 26 年 7 月 9 日付け教保体第 623-1 号 埼玉県教育委員会教育長通知

＜学校生活管理指導表の提出状況＞ 平成 30 年度	
学校給食実施学校数（※）	1, 281 校
上記学校の児童生徒数	556, 470 人
<u>学校生活管理指導表提出者数</u>	<u>10, 753 人</u>
※小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）、高等学校（夜間定時制）	

(2) 「就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」について

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）によりアレルギー疾患に関する特別な配慮や管理が必要な場合は、医師が記載する生活管理指導表を活用するよう示されている。

- ① **さいたま市**：保育所等における食物対応マニュアル（さいたま市就学前アレルギー疾患生活管理指導表等）により、平成 27 年度から保育施設について義務化した上で、毎年度「食物アレルギーに関する実態調査」を実施している。
- ② **さいたま市以外**：就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表の様式（埼玉県版）の推奨（平成 31 年 1 月 23 日埼玉県保健医療部疾病対策課長通知）

3 アレルギー疾患生活管理指導表（学校生活管理指導表及び保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の総称）の課題

- (1) 提出されたアレルギー疾患生活管理指導表により、学校給食等における食物除去の対応を行うに当たり現場が悩む事例が多くある。
- (2) さいたま市を除く就学前のアレルギー疾患生活管理指導表の活用状況は未把握 →今年度「就学前生活管理指導表実態調査」を県内全域で実施（資料 2 - イ 参照）

4 相談事業実績（平成31年2月25日～）

施設別	件数	診断等	
私立保育園	1	生活管理指導表の提出なし	
公立小学校	6	即時型	3
		食物依存性運動誘発アナフィラキシー	2
		その他	1
公立中学校	3	即時型	3
合計	10		

5 今後について

相談事業担当者連絡会議を開催し、今年度の相談内容を振り返り、生活管理指導表の活用状況の現状確認や対応策の協議を行う。

また、「就学前生活管理指導表実態調査」結果を分析し、地域の実態に応じた生活管理指導表の活用へのアプローチ方法を検討する。

6 参考：相談事業実施体制

